
事業者が合理的な期間内に住民の大部分にサービスを提供するため、実質的な社会基盤投資及び電気通信網の拡張を行うことを約束する場合には、公衆電気通信提供者として指定を受けようとする電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する事業者の

申請を好意的に考慮する。公衆電気通信提供者は、伝送網の設置手続並びに伝送網の保守及び保護に関し、電気通信法(第三百二十三章)に基づき特別の考慮を受ける。

(b) 電気通信を目的とした地上電気通信網(注)。これには、次のものを含む。

注 これらの伝

送網は、国際
電気通信、全
国電気通信、
地方電気通信
又は選択され
た地方電気通
信を対象とす
ることができ
る。

― 海底ケーブ
ル（陸揚げ局
等の設置及び
無効にできな
い使用権の販
売を含む。）

― 衛星国際交
換局

― 国内電気通
信網（幹線及
び地域接続を

<p>(c) 公衆携帯移動電話サービス(含む)</p> <p>(d) 公衆無線ペーシング・サービス (PCMTS)</p> <p>(e) 公衆移動データ・サービス (PPRS)</p> <p>(f) 公衆中継無線サービス (PTRS)</p> <p>(g) 放送のみを目的とした地上電気通信網</p> <p>(h) 放送を目的とした衛星上り回線及び下り回線</p>			
--	--	--	--

電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する事業者（SBO）（注）

注 電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する事業者とは、第三者に電気通信サービスを提供するために、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する事業者であるサービス提供者から電気通信伝送網の要素（すなわち、伝送容量、

- (1) 制限しない。
- (2) 制限しない。
- (3) 制限しない。
- (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

- (1) 制限しない。
- (2) 制限しない。
- (3) 制限しない。
- (4) 約束しない。

交換サービス、導
管及びファイバー
など）を借り受け
るか又は電気通信
回線設備を設置し
て電気通信サービ
スを提供する事業
者の電気通信サー
ビスを再販する事
業者をいう。

(a) 個別に認可さ
れたサービス

― 国際単純再
販（ISR）

（注）

注 これに
は、音声及
びデータ通
信の双方を
含む。

専用線サービス
の再販
仮想専用線
網（VPN）
サービス
管理データ
通信網サービ
ス
インターネット
接続サー
ビス
インターネット
交換サー
ビス
データ等の
保存及び転送
（S&F）に
係る付加価値
網サービス
電話交換手

が対応するオ
ーディオテッ
クス・サービ
ス

(b)
種別認可
(注)を受けた
サービス

注 種別認可制
度の下では、
認可条件は、
官報に告示さ
れる。いかな
るサービス提
供者も、種別
認可の条件を
読み及び同意
したものとみ
なされる。サ
ービス提供者
は、シंगाポ

-
- ― ル情報通信
開発庁に登録
することが必
要である。
 - ― 国際電話の
発信元の転換
サービス
 - ― インターネ
ットを利用し
た音声又はデ
ータ・サービ
ス
 - ― 国際通話カ
ード（I C
C）サービス
 - ― オーディオ
テックス・サ
ービス
 - ― 公衆電気通
信サービス
-
-
-
-

<p>ス 映画の映写サービ (九六一二)</p>	<p>D 音響・映像サービ ス 映画及びビデオテ ープの制作及び配給 のサービス (九六一一)</p>	<p>(P S T S) の再販 データ等の 保存及び検索 (S & R) に 係る付加価値 網サービス</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、約束 しない。 各分野に共通の約束にお 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	

<p>録音に関する制作、配給及び公衆への展示（これは、すべての放送及び音響・映像サービス並びに放送に関連する機材を含むものではない。含まれないサービスの例は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ― 無料無線放送 ― 有線及び有料テレビ ― 衛星による直接放送 	
	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
	<p>(4) 約束しない。</p>

<p>ト) テレテキスト</p>	<p>3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス 建築現場における準備工事 (五一二) 建築物に係る建設工事 (五一二) 土木に係る建設工事 (五一三) プレハブ建築物の組立て及び建設 (五一四) 専門職による建設工事 (五一五)</p>
	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>設置工事 (五一六) 建築物の仕上工事 (五一七) 建築物の建設若しくは取壊し又は土木工事のための機器に関する運転者を伴う賃貸サービス (五一八)</p>	<p>4 流通サービス A 問屋サービス 問屋サービス（報酬を受けて又は契約に基づいて行う医薬品及び医療品並びに化粧品の販売を除く。） (六二一**。六二</p>
	<p>市場アクセス及び内国民待遇に係る共通の制限 他に明示されない限り、輸入禁止又は個別の輸入許可取得の対象となる物品の流通サービスは、この分野における約束の範囲から除かれる。</p>

<p>一一七を除く。</p>	<p>報酬を受けて又は契約に基づいて行うシンガポール市場向けではない医薬品及び医療品並びに化粧品の販売 (六二一一七**)</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>市場アクセス及び内国民待遇に係る共通の制限 他に明示されない限り、輸入禁止又は個別の輸入許可取得の対象となる物品の流通サービスは、この分野における約束の範囲から除かれる。 (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>報酬を受けて又は 契約に基づいて行う シンガポール市場向 けの医薬品及び医療 品並びに化粧品の販 売 (六二一一七**)</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>B 卸売サービス 卸売サービス（医 薬品、医療品並びに 外科及び整形外科の 器具の卸売サービス を除く。） (六二二二**)</p>	<p>市場アクセス及び内国民待遇 に係る共通の制限 他に明示されない限り、輸 入禁止又は個別の輸入許可取 得の対象となる物品の流通サ ービスは、この分野における 約束の範囲から除かれる。 (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>

<p>C 小売サービス</p> <p>次のものを除く小売サービス</p> <p>(a) 食料、飲料及びたばこ</p> <p>(b) 医薬品及び医療品</p> <p>(c) 自動車販売</p> <p>(六三二***)</p>	<p>医薬品、医療品並びに外科及び整形外科の器具の卸売サービス</p> <p>(六二二五一、六二二五二)</p>	
<p>市場アクセス及び内国民待遇に係る共通の制限</p> <p>他に明示されない限り、輸入禁止又は個別の輸入許可取得の対象となる物品の流通サービスは、この分野における約束の範囲から除かれる。</p> <p>(1) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p>

<p>食品、飲料及びた ばこの小売サービ （六三一〇）</p>	
<p>市場アクセス及び内国民待遇 に係る共通の制限 他に明示されない限り、輸 入禁止又は個別の輸入許可取 得の対象となる物品の流通サ ービスは、この分野における 約束の範囲から除かれる。</p> <p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>自動車の販売 次のものに限る。 自動車の卸売サ ビス (六一一一一) 自動車の小売サ ビス (六一一一二) 自動車の部品及び アクセサリーの販売 (六一一三〇) オートバイ、スノ ーモービル並びに関</p>	<p>医薬品、医療品及 び整形外科用品の小 売サ―ビス (六三二一一)</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>中等の及び中等後の 技術及び職業教育サ ービス (九二二三〇、九二二</p>	<p>5 教育サービス</p>	<p>D フランチャイズ フランチャイズ・ サービス (八九二九**)</p>	<p>連部品及びアクセサ リーの販売 (六一二一〇)</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお</p>	<p>いかなる提供の態様を通ずる市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、シン ガポールにおける専門業務のための許可、登録及び資格を目的とした大学の学位の認定 に適用するものと解してはならない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>		<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	

<p>成人教育サービス (九二四〇〇)</p>	<p>他のより高等な教育 サービス (九二三九〇)</p>	<p>四〇、九二三一〇</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 医師の総供給数に基づき、医学学位を求めるとき、できる者の数を制限することを除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	

<p>汚水サービス (九四〇一〇)</p>	<p>6 環境サービス 次のものを除く環境サービス (a) 汚水サービス (九四〇一〇) (b) 新たな環境サービス (九四**)</p>	<p>英語課程を含む短期間の訓練 (九二九〇**)</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>(b) 所得補償、事故及び健康保険サービス並びに信用保</p>	<p>(a) 年金、所得補償、事故及び健康保険サービスを含む生命保険サービス</p>	<p>7 A 金融サービス A 保険及び保険関連のサービス</p>	
<p>(1) 約束しない。 (2) シンガポールにおいて免許を受けた保険会社からの</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>この約束表におけるすべての約束は、協定第六十四条の規定及び附属書IV A IIの規定に適合するシンガポールの参入要件、国内法、指針及び規則並びに、場合によっては、シンガポール通貨監督庁(MAS)又はその他の関係当局若しくは団体の条件に従うものとする。この約束表における約束は、附属書IV A Vに定める新たな金融サービスには適用しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>		<p>(4) 約束しない。</p>

<p>(d) 保険仲立及び代</p>	<p>(c) 再保険及び再々 保険</p>	<p>険契約、履行保証 契約又は類似の保 証契約を含む生命 保険以外の保険サ ービス</p>
<p>(1) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 代表事務所は、営業を行 い又は代理店として活動す ることができない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>み購入することができる自 動車損害賠償責任強制保険 及び労働者災害補償強制保 険を除くほか、制限しな い。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

(e) 保険数理、損失	<p>理店サービスから成る保険仲介業</p>
(1) 制限しない。	<p>(2) 代理店業者は、登録されていない保険者のために活動することを許されない。 ただし、再保険のリスク及び船主責任相互保険組合による保険の対象となるリスクを除き、仲立業者は、シンガポール通貨監督庁の許可を得て、シンガポール国外で国内リスクを引き受けることができる。</p> <p>(3) 元受及び再保険仲立業者は子会社として設立しなければならぬことを除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
(1) 制限しない。	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>

<p>(a) 公衆からの預金 その他払戻しを要 する資金の受入れ</p>	<p>B 銀行及びその他の 金融サービス</p>	<p>調整、平均調整、 及び助言的サービ スから成る保険に 補助的なサービス</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 銀行、マーチャント銀行 及び金融会社として認可さ れた機関のみが預金を受け 入れることができる。 外国の金融機関が、当該 外国における倒産管財又は</p>	<p>この約束表におけるすべての約束は、協定第六十四条の規定及び附属書IV A IIの規定に適合するシンガポールの参入要件、国内法、指針及び規則並びに、場合によっては、シンガポール通貨監督庁(MAS)又はその他の関係当局若しくは団体の条件に従うものとする。この約束表における約束は、附属書IV A Vに定める新たな金融サービスには適用しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 商業銀行 シンガポールにおいて設 立された銀行は、役員会及 び上級取締役の指名の決定 及び見直しのための指名委 員会の設立が義務づけられ</p>		<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

清算手続において当該外国の預金者と比べて海外事務所での預金者に対し低い優先権を与えることを自国の法令により要求される場合には、シンガポール通貨監督庁は、シンガポール事務所での預金者の利益を保護するために当該外国の金融機関に対して適切な差別的措置を講ずることができる。

シンガポール通貨監督庁は、外国の銀行に、シンガポールの国内法に準拠して設立することを要求することができ。

外国銀行、マーチャント銀行及び金融会社の設立及び運営もまた、7 B (a) から7 B (1) までのサービス分野

る。シンガポールにおいて設立された銀行の役員の過半数は、シンガポール市民又はシンガポール永住者のいずれかでなければならぬ。

外国銀行は、一の事務所のみにおいて運営することができる（窓口外業務を除く）。外国銀行は、店舗外の現金自動預入支払機、現金自動預入支払機ネットワーク及び新たな分店を設立することができない。

すべての電子銀行サービスの提供については、約束しない。

銀行及び分店の設置及び移転については、シンガポール通貨監督庁の事前の許

に係る制限及び次の制限に従うものとする。

商業銀行

新たな通常銀行及び制限付銀行の設立は、認めない。新しい外国銀行は、オフショア銀行の支店又は代表事務所としてのみ設立することができる。

代表事務所は、営業を行い又は代理店として活動することができる。

銀行は、シンガポール通貨監督庁の許可を得て、非居住者に対してのみ、外国通貨預金口座を運営することができる。

が必要である。

制限付銀行は、居住者及び非居住者より外貨定期預金のみを受け入れ並びに当該居住者及び非居住者のために当座勘定を運営することができる。シンガポール・ドル建ての預金については、一預金当たり二五万シンガポール・ドル以上の定期預金のみを受け入れ及び当座勘定を運営することができる。

オフショア銀行は、居住者及び非居住者より外貨定期預金を受け入れることができる。シンガポール・ドル建ての預金については、オフショア銀行は、非居住者より一預金当たり二五万

一の外国株主又は関連する外国株主集団は、シンガポールにおいて設立された銀行の株式を五パーセントを限度に保有することができる。シンガポール通貨監督庁の許可は、五パーセント、一二パーセント及び二〇パーセントを越える株式の保有についても必要となる。

上限値を超える株式保有の申請の審査に当たっては、シンガポール通貨監督庁は、不当な支配を予防し、公共の利益を保護し又は金融システムの一体性を

シンガポール・ドル以上の定期預金のみを受け入れることができる。

マーチャント銀行

マーチャント銀行は、一の事務所のみにおいて運営することができる（窓口外業務を除く。）。

マーチャント銀行の設置及び移転については、シンガポール通貨監督庁の事前の許可が必要である。

マーチャント銀行は、シンガポール通貨監督庁の許可を得て、外貨資金を居住者及び非居住者から調達し、外貨貯蓄預金を非居住者のために運用し、並びに自らの株主から及び自らの株主、銀行、その他のマー

確保するために必要と考える条件を課すことができる。

シンガポールにおいて設立された銀行の子銀行に対する、親銀行以外の投資家による株式の保有は、最大四九パーセントに制限する。子銀行の経営は、親銀行であるシンガポールにおいて設立された銀行が支配しなければならぬ。

マーチャント銀行

外国銀行及びマーチャント銀行は、マーチャント銀行の子銀行又は支店として設立することができる。

チャント銀行及び金融会社によつて支配されている会社からシンガポール・ドル建ての資金を調達することができる。

金融会社

金融会社及び分店の設置及び移転については、シンガポール通貨監督庁の事前の許可が必要である。

外国資本が所有する金融会社は、店舗外の現金自動預入支払機、現金自動預入支払機ネットワーク及び新たな分店を設立することができる。

	<p>金融会社 新たな金融会社の設立は、認めない。 各国内金融会社の外国資本比率は、二〇パーセントを超えてはならない。 外国通貨、金又はその他の貴金属の取引及び外貨建ての株式、債務証券又は転換証券の取得は、金融会社法（第百八章）に基づくシンガポール通貨監督庁の許可の対象となる。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
	<p>(4) 約束しない。</p>

(b) すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(1)	約束しない。
(2)	制限しない。
(3)	(i) クレジット・カードは、シンガポール通貨監督庁の指針に従い、シンガポール通貨監督庁の許可を受けたカード発行者によって発行することができる。
(ii)	現地及び外国資本に所有されている金融機関は、非居住者に対して、五〇〇万シンガポールドル以下の信用供与枠を自由に提供することができる。五〇〇万シンガポールドルを超える信用供与枠については、シンガポール・ドルに対する投機以外の目的のため

(1)	制限しない。
(2)	制限しない。
(3)	各オフショア銀行のシンガポール・ドル建ての居住者に対する貸付けは、総額で五億シンガポール・ドルを超えてはならない。
	オフショア銀行は、五億シンガポール・ドルの制限を免れるために自らの関連するマーチャント銀行を使用してはならない。
	クレジット・カードのための店舗外の現金引き出し機の設置については、約束しない。

に、非居住者に対して提供することができる。ただし、次のことに従うことを条件とする。

― 金融資産及び不動産における投資財産に使用する場合には、当該投資財産が流動化したときには、シンガポール・ドルの信用供与枠を撤回すること。

― オフショアで使用する場合には、シンガポール・ドルの収益を海外に送金する前にスワップ取引その他の為替取引により外国通貨に交換すること。

(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束

(4) 約束しない。

<p>(d) すべての支払及び送金サービス（クレジット・カード、デビット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）</p>	<p>(c) ファイナンス・リース</p>	
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 送金業務が銀行及びマーチャント銀行によって行われる場合を除くほか、送金業務を行う店舗は、シンガポール市民がその過半数を所有しなければならない。 銀行小切手は、銀行のみ</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 7 B (b) のサービス分野における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 7 B (b) のサービス分野における記載を除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。</p>	